

地区計画ガイド 太陽が丘東部地区

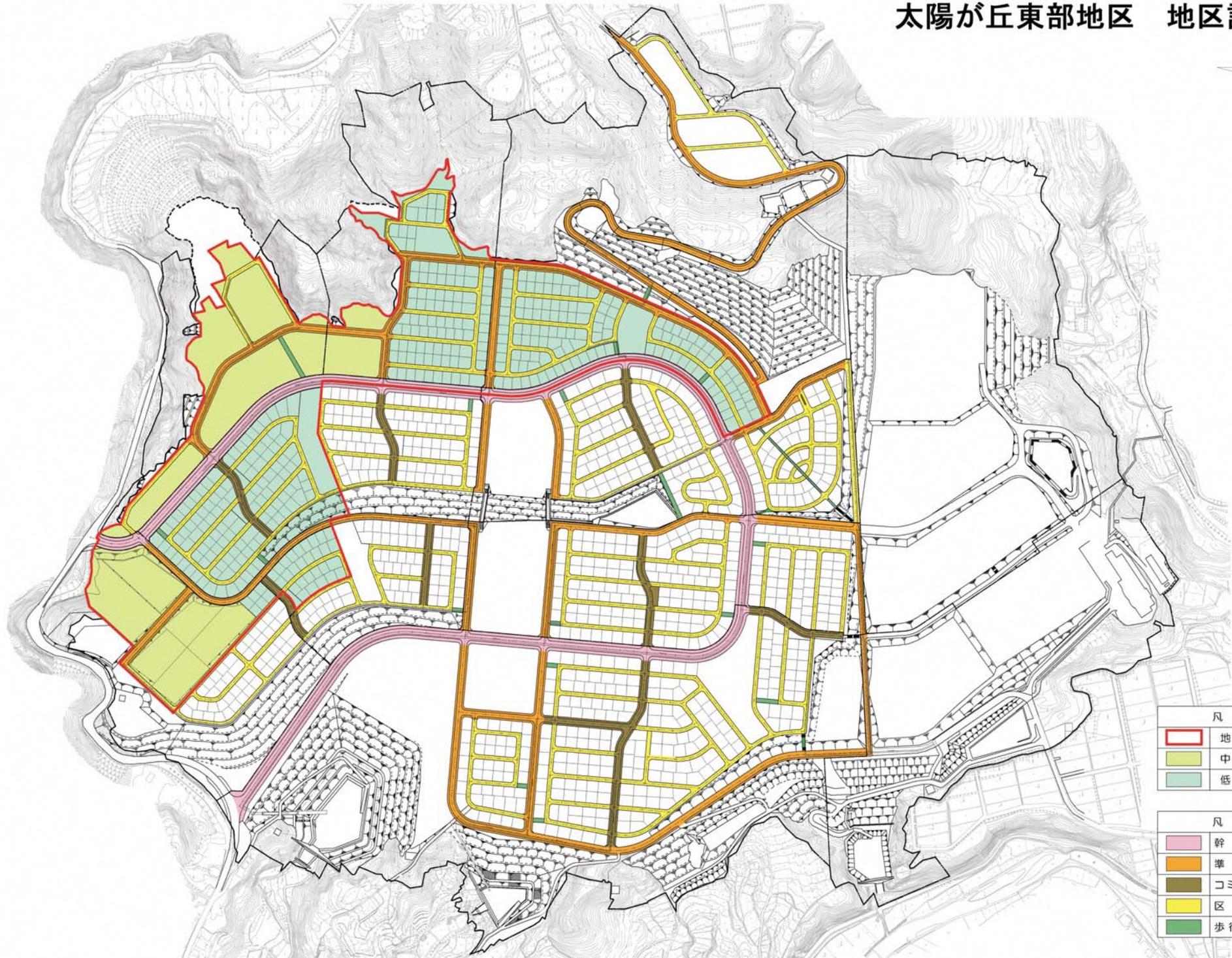
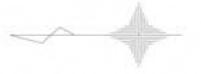
太陽が丘東部地区 地区計画の内容

名称		太陽が丘東部地区 地区計画	
位置		金沢市田上町、田上本町及び銚子町の各一部	
面積		約 22.8 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市中心部から南東約6kmに位置し、金沢大学、北陸大学に近接しており、金沢市東部丘陵地を背景に、豊かな自然に囲まれている。この豊かな自然を享受するだけでなく、緑豊かで潤いのある居住環境を維持発展させることを目標とする。	
	土地利用の方針	土地区画整理事業を基盤とした「アメニティタウン」に適應する土地利用を図るため、本地区を2地区に区分する。	
		中層住宅地区	低層住宅地区
	地区施設の整備方針	本地区の公共施設については、区内幹線道路の無電柱化、歩道には大きなメタセコイアの並木及び地被を植栽し、また住区内コミュニティ道路には、景観舗装と植栽帯を設置し、魅力ある居住環境の形成を図る。	
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、魅力ある街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行い、緑豊かな街並みが形成されるよう誘導する。	
地区建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	中層住宅地区
		面積	約 8.1 ha
			低層住宅地区
			約 14.7 ha
	建築物等の用途の制限	地区の区分に応じ、次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ○一戸建ての専用住宅又は兼用住宅	
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	
		○一戸建ての専用住宅以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 兼用住宅で次の用途を兼ねるもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (2) 幼稚園、保育所、集会所又は診療所 (3) 公益上必要があると市長が認めるもの	

		地区の細区分	中層住宅地区	低層住宅地区
地 建 築 区 等 に 関 連 す る 計 画 項	建築物等の壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、緑地、水路若しくは歩行者専用道路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの最低限度は、次に掲げる数値（床面積の合計が30㎡以内の附属建築物については、1m）とする。		
	建築物等の高さの最高限度	(1) 道路境界線については2m (2) 隣地境界線については1.5m		(1) 幹線道路及びコミュニティ道路の境界線については2m (2) 前号に掲げる道路以外の道路又は隣地等の境界線については1.5m
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物等の屋根の色は黒、濃グレー、濃茶等を基調とし、外壁の色は、グレー、茶等を基調とした落ち着いたある色調とするとともに、都市景観形成上支障のないものとする。</p> <p>2 広告物は、自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 道路境界線及び隣地境界線から1m以上後退したもの</p> <p>(2) 屋上又は屋根面に設置しないもの</p>		
		(3) 広告物の全体表示面積が5㎡以下のもの (4) 独立広告物にあっては、その高さが地盤面より6m以下のもの	(3) 広告物の全体表示面積が1㎡以下のもの (4) 独立広告物にあっては、その高さが地盤面より3m以下のもの。	3 屋根は、屋根面積の2/3以上をこう配が2/10以上のこう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く
	垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくは次に掲げるものとし、塀等は設置してはならない。</p> <p>ただし、門及び幅の長さが2m以下の門のそでは除く。</p> <p>(1) 幹線道路との境については、生垣又は地盤面からの高さが1.2m以下のフェンス（その基礎の高さが0.6m以下であるものに限る。）とし、道路面からの高さが0.5m以下で奥行0.6m以上の植栽帯を設けなければならない。ただし、玄関等の出入口は除く。</p> <p>(2) コミュニティ道路との境については、生垣又は地盤面からの高さが1.2m以下のフェンス（その基礎の高さが0.6m以下であるものに限る。）としなければならない。ただし、玄関等の出入口は除く。</p> <p>(3) 準幹線道路及び区画道路との境については、生垣とし、道路面からの高さが0.5m以下で奥行0.4m以上の植栽帯を設けなければならない。ただし、玄関等の出入口は除く。</p> <p>(4) 歩行者専用道路との境については、生垣としなければならない。</p> <p>(5) 隣地境界に垣又はさくを設置する場合は生垣又はフェンス（その基礎の高さが0.6m以下であるものに限る。）としなければならない。</p>		
理由	土地区画整理事業により基盤整備された本地区において、周辺の豊かな緑の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。			

●太陽が丘東部地区 地区計画は、平成20年3月21日に都市計画決定しました。

太陽が丘東部地区 地区計画図



凡 例	
	地区計画の区域
	中層住宅地区
	低層住宅地区

凡 例	
	幹線道路
	準幹線道路
	コミュニティ道路
	区画道路
	歩行者専用道路